

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

以下のとおり、提案書の提出を求めます。

令和8年1月13日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

令和8年度：

世田谷区新BOP学童クラブ管理システム導入及びシステム運用保守業務
委託

令和9～11年度：

世田谷区新BOP学童クラブ管理システム運用保守業務委託
(長期継続契約)

(2) 委託内容

学童クラブ管理システムの導入及び、導入後のシステム提供、保守、運用支援を下記のとおり行
う。

- ① 全体管理
- ② 学童クラブ管理システムの導入
- ③ システム導入支援
- ④ システムの提供および保守

(3) 履行期間

①構築・運用保守：令和8年4月上旬から令和8年8月31日まで

※システム稼働予定日 令和8年9月1日から

②運用保守：令和9年4月1日～令和12年3月31日までの3年間

※事業内容が良好と認められる場合は、予算の配当を条件とし、令和9～11年度についても新
たな契約を結ぶことを認める。

※区は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において、この契約にかかる歳
出予算の減額または削減があった場合、この契約を変更または解除することができる。

2 参加資格要件

提案書提出時において、次の要件を全て満たす法人であること。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項にお
いて準用する場合も含む。）に該当する者でないこと
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中ではないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定す
る暴力団員が経営していない者又は事実上経営に参加していないこと。

- (6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認証する「プライバシーマーク」または国際規格 I S O / I E C 2 7 0 0 1 の評価基準である「情報セキュリティマネジメントシステム (I S M S) 適合性評価制度」の認証を契約締結日時点で取得し、継続的に更新していること。
- (7) 他自治体において、学童クラブ管理システムを 5 年以上運用している実績があり、かつ令和 8 年 1 月現在も導入実績があること。
- (8) 「世田谷区新 B O P 学童クラブ管理システム導入及びシステム運用保守業務委託事業者審査委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提案提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための評価基準

(1) 提案書およびプレゼンテーション

- ア 業務実施計画について
- イ 実施体制について
- ウ システム導入支援について
- エ システムの機能について
- オ システム導入後の運用等について
- カ システムの安定性および保守に関する事項
- キ 個人情報保護・情報セキュリティ対策について
- ク その他追加提案について
- ケ 提案サービスの実績について

(2) 見積書（様式自由）

見積金額の妥当性

5 手続等

(1) 担当部課

世田谷区子ども・若者部児童課児童育成担当
〒154-8504 世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号
担当 加藤、中島、佐藤
電話 03-5432-2308 FAX 03-5432-3016

(2) 説明書等の交付期間、場所および方法

- ① 期 間 令和 8 年 1 月 13 日 (火) ~ 1 月 27 日 (火)
- ② 場 所 「3 (1) 担当部課」または区のホームページ
世田谷区トップページ→事業者の方へ→契約・入札情報→現在実施中のプロポーザル情報→子ども・教育・若者支援にて掲載 又はホームページの上部検索スペースにページ I D 「3 0 5 5 9」と入力して検索
- ③ 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで(土日、祝日を除く)

(3) 参加表明書等の提出期限、提出先および方法

提出期限 令和 8 年 1 月 27 日 (火) 午後 5 時まで(必着)
提出方法 「3 (1) 担当部課」にて直接持参または簡易書留で郵送

(4) 提案書等の提出方法

提出期限 令和8年2月26日（木）午後5時（必着）（厳守）

※期間中の受付は、午前9時から午後5時まで（土日、祝日を除く。）

提出場所 「3（1）担当部課」に同じ

提出方法 直接持参に限る。なお、後日メールにて提案書及び見積書のデータを区に提出すること。

6 審査及び審査結果の通知

（1）令和8年3月中旬に書面にて通知する。

7 その他

（1） 提案書が特定された事業者を、本件業務委託契約の随意契約の相手方となるべき候補者とする。

（2） 特定結果の通知以降、速やかに区と事業者で打合せを行い、契約締結に向けた調整（詳細な仕様、金額等）を行う。

（3） 詳細な仕様、契約金額、候補者のシステムが提案どおり稼動できることの判断等について、候補者と区の間での調整完了後、受託事業者として、契約を締結する。

（4） 契約保証金 免除

（5） 契約書作成の要否 要

（6） 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無

（7） 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

（8） 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

（9） 提案に係る一切の費用については、全て提案者の負担とする。

（10） 提出期限以後の参加表明書及び提案書の差替え又は再提出は認めない。

（11） 提案者から提出された書類は返却しない。また、審査に必要な範囲で複製することがある。

（12） 参加表明書や提案書等提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格とする。

（13） 本プロポーザルは事業者の選定のみを目的としており、提案書の内容に区は拘束されない。

（14） 関連情報を入手するための照会窓口 「3（1）担当部課」に同じ

（15） 詳細は説明書による。

（16） 区は、提案書を選定の目的以外で無断使用しないものとする。

（17） 本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することはできない。

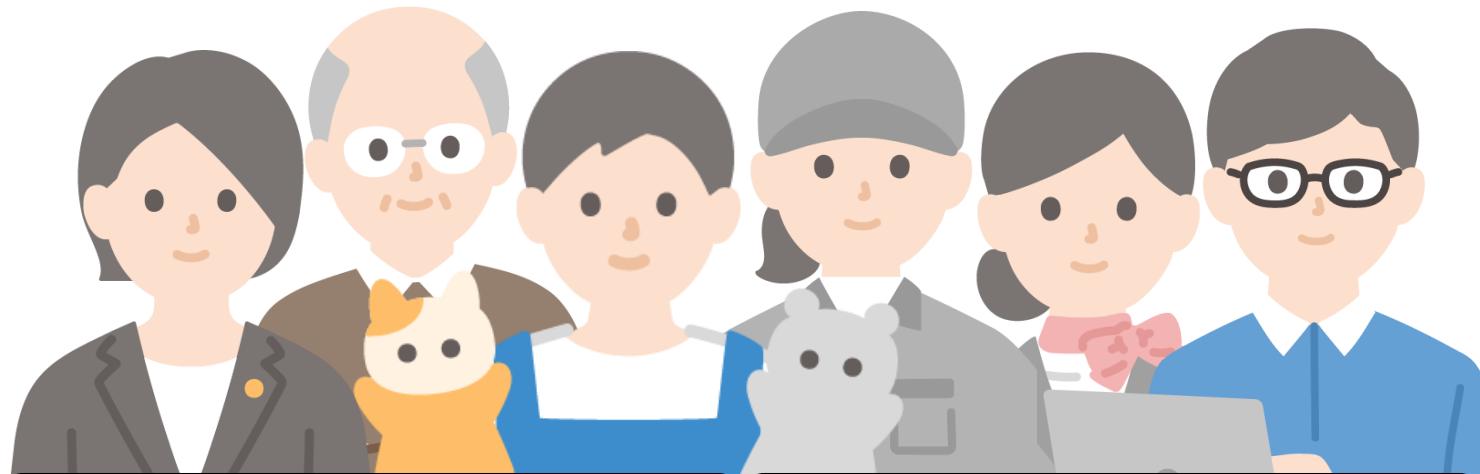
（18） 提案書の提出後に「2 参加資格要件」の要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。

（19） 区との契約では予定価格2,000万円を超える業務委託契約は、世田谷区公契約 条例の定める労働報酬下限額の対象となる。詳細は別紙を確認すること。

（20） 本案件は、令和8年度契約の準備行為であり、予算配当がない場合は契約できません。

【重要】労働報酬下限額の適用についてのご案内

この契約には **「労働報酬下限額」** が適用されます



工事請負契約の 技能労働者

東京都の公共工事設計労務単価
の職種ごとの **85%相当額**

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の 労働者

1 時間あたり

1,610 円

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件（※）の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約、予定価格が2千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借契約約款が適用される案件を除く）

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係
電話：03-5432-2145～2152・2173・2435
FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《労働条件確認帳票》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が100万円を超える契約(※1、2)において契約事業者に配布し、提出を求めていきます。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※1 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象 ※2 土木工事請負契約は200万円を超える契約が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所東棟5階503番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所東棟6階604番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《労働報酬下限額周知カードの配布》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額
特殊作業員	3,177円	さく岩工	4,208円	左官	3,507円
普通作業員	2,848円	トンネル特殊工	3,804円	配管工	3,039円
軽作業員	1,966円	トンネル作業員	3,294円	はつり工	3,199円
造園工	2,880円	トンネル世話役	4,304円	防水工	3,836円
法面工	3,549円	橋りょう特殊工	3,698円	板金工	3,634円
とび工	3,496円	橋りょう塗装工	3,772円	タイル工	2,880円
石工	3,485円	橋りょう世話役	4,314円	サッシ工	3,411円
ブロック工	3,241円	土木一般世話役	3,443円	屋根ふき工	3,602円
電工	3,464円	高級船員	4,059円	内装工	3,507円
鉄筋工	3,464円	普通船員	3,273円	ガラス工	3,358円
鉄骨工	3,145円	潜水士	5,302円	ダクト工	3,145円
塗装工	3,666円	潜水連絡員	3,879円	保温工	2,944円
溶接工	3,932円	潜水送気員	3,762円	設備機械工	2,975円
運転手（特殊）	3,241円	山林砂防工	3,411円	交通誘導員A	2,147円
運転手（一般）	2,699円	軌道工	6,099円	交通誘導員B	1,870円
潜かん工	3,932円	型わく工	3,369円	上記以外の職種	1,610円
潜かん世話役	4,707円	大工	3,230円		

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。

※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,619円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和7年12月19日告示によるものです。

適用対象は令和8年4月1日以後に締結する契約（上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く）です。